

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、エスプリリンク株式会社と称する。  
英語表記は Esprit Link Co., Ltd. とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 国内及び海外における有料職業紹介事業（一般及び特定労働者を含む）
- 2 国内及び海外における労働者派遣事業（一般及び特定労働者を含む）
- 3 個人及び企業に対するコーチング及び教育事業
- 4 通訳及び翻訳業務
- 5 総合輸出入貿易業務及びそれに付随する事業
- 6 飲食物の販売及び飲食店、喫茶店の企画経営、管理
- 7 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
- 8 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北海道釧路市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告 (<https://www.espritlink.co.jp/>) とする。  
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。  
ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認したものとみなす。

(基準日)

第8条 当社は、毎年7月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときはあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主、または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第9条 当社の株主及び登録株式質権者、またはそれらの法定代理人は、当社の所定の書式により、住所、氏名、及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

(招集通知)

第12条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に對し、会日の5日前までに発する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

2 取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他の法務省令で定める事項を記載、または記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印、または電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第16条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(資格)

第17条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任方法)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び社長)

第19条 当会社にと取締役2名以上いるときは、取締役の互選により代表取締役1名を選定する。

2 代表取締役は社長とし、取締役1名の場合は取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

## 第5章 計算

(事業年度)

第20条 当会社の事業年度は毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第21条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥)

第22条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本の額)

第23条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

2 当会社の設立後の資本金の額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第 24 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和 2 年 7 月 31 日までとする。

(設立時取締役)

第 25 条 当会社の設立時取締役は次の通りとする。

設立時取締役 齋藤 賢之

(発起人の氏名ほか)

第 26 条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを引き受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

住所 〒085-0816 北海道釧路市貝塚二丁目 1 5 番 2 7 号

貝塚ハイツ 1 号室

発起人 齋藤 賢之 5 0 0 株 金 5 0 0 万円

(法令の準拠)

第 27 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、エスプリリンク株式会社を設立するため、発起人齋藤賢之の定款作成代理人である司法書士赤堀彰治は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 1 年 7 月 8 日

発起人 齋藤 賢之

上記発起人の定款作成代理人

北海道厚岸郡厚岸町真栄一丁目 2 0 3 番地

司法書士 赤堀 彰治

(登録番号 釧路第 1 9 9 号)